

Y-BASE宇部ブランチDX推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇部市中小企業振興基本条例（平成24年条例第14号）第3条に掲げる基本方針に基づき、市内企業がDX（デジタルトランスフォーメーション）を実現するために必要な経営・デジタルに関する専門的知見やノウハウを補完するため、Y-BASE宇部ブランチにおいて、やまぐちDX推進拠点Y-BASEのDXコンサルティングと連動したハンズオン支援と具体的な取組に対して経費を補助することにより、中小企業の持続的発展の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に活動拠点を有しており、今後も事業を継続する意思がある者。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人ではないこと。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）とは、第1条に示した事項を達成する事業のうち、以下に示すような「DX」を実現する市長が適当と認めた事業とし、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了する事業とする。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とする。

- (1) 自社の競争力及び成長性、生産性を向上する。
- (2) 課題解決や新たな価値、ビジネスを創出または展開する。
- (3) 既存の商品やサービスを改良し、高付加価値化やさらなる販路拡大を図る。

(補助金の額等)

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定については、別表1に掲げる補助率、補助上限額のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 4 補助金額の算定の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、別表2に掲げるとおりとする。なお、消費税及び地方消費税相当額を排除した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者で補助金の交付を受けようとする者はY-BASE宇部ブランチDX推進補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、提出するものとする。

2 Y-BASE宇部ブランチDX推進補助金交付申請書受付期間中に複数の事業を申請できないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第一項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、交付を決定した補助対象者には、Y-BASE宇部ブランチDX推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した補助対象者にはY-BASE宇部ブランチDX推進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3 補助対象者への交付決定は、一会計年度あたり1回とする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 前条第一項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめY-BASE宇部ブランチDX推進補助金変更承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助金交付決定額の20パーセント以内の減額変更をする場合

(2) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合

(3) 補助事業の目的に影響のない程度の補助事業の細部を変更する場合

2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかにY-BASE宇部ブランチDX推進補助金事業計画変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。

3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は交付決定を受けた後、やむを得ない理由により、補助事業を中止しようとするときは、速やかにY-BASE宇部ブランチDX推進補助金事業中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了した日から30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、Y-BASE宇部ブランチDX推進補助金実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容(第9条の規定により補助事業の内容が変更となった場合は変更承認後の内容)及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、第8条の

規定に基づく交付決定額（第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の範囲内で補助金の額を決定し、速やかに当該補助事業者に対し、Y-BASE宇部ランチDX推進補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、Y-BASE宇部ランチDX推進補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（帳簿等の整備）

第13条 補助金を交付された補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、これらを保存しなければならない。

（補助事業完了後の状況報告等）

第14条 補助金を交付された補助事業者は、市長に対し、補助金を交付した日の属する翌年度から3決算期までの間、各決算期経過後4か月以内に、Y-BASE宇部ランチDX推進補助金状況報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長が当該補助事業に関する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

（交付決定の取消）

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定（第9条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前条第1項の規定に反したと認めるとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。

(4) この要綱又は補助金の交付決定の内容（第9条の規定により事業計画が変更となった場合は、変更承認後の内容）若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(5) Y-BASE宇部ランチDX推進補助金事業中止届（様式第6号）が提出されたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定に基づき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期間を定めてその返還を命じるものとする。

（遅延利息）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還す

べき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

- 2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定した期限（以下「指定期日」という。）までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市遅延金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（財産の管理）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、管理台帳を備え管理しなければならない。

（財産の処分）

第19条 補助金を交付された補助事業者は、取得財産等を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の全部若しくは一部を返納し、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

（成果の発表）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果の発表を求めることができる。

（補助金交付に関する情報の公表）

第21条 市長は補助金交付に関して次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 補助事業者の名称及び所在地
- (2) 補助事業の名称及び事業概要
- (3) 補助事業に係る補助金額

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助率	補助上限額
補助対象経費の2/3以内	1,000千円

※千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表2（第5条関係）

- 1 補助対象経費は次のとおりとし、市内事業所等へ設置等するものに限る。ただし、交付決定日以降に契約し、かつ、事業実施機関の間に要する経費を対象とする。また、月額払い等となるものは、交付決定日の翌月から事業完了の属する月までの経費を対象とする。

経費区分	内容
システム導入費	ソフトウェア、システム等の購入費、構築費、利用料等
クラウドサービス利用費	クラウドサービス、WEBプラットフォーム等の利用料等
コンサルティング費	コンサルティング業務に要する委託料、謝金、旅費等
製品・サービス開発費	製品・サービス開発に要する外注費等
物品等購入費	他の用途に併用しない物品・消耗品の購入費等
その他の経費	市長が特に必要と認める経費

- 2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (3) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）
- (4) 汎用性が高いと判断されるもの
- (5) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (6) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (7) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (8) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (9) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (10) 補助金事業計画等の書類作成及び送付に係る費用
- (11) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (12) 国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- (13) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費